

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

富山県議会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

### 第 2 本件処分の経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 11 月 14 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「平成 24 年度の政務調査費（政務活動費）の領収書等証拠書類のうち、〇〇議員、〇〇議員、〇〇議員にかかるもの」に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 処分及び異議申立て

##### （1）開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 24 年度の政務調査費の支出に係る領収書その他証拠書類の写し（〇〇議員、〇〇議員、〇〇議員にかかるもの）」を本件開示請求に係る公文書と特定したうえで、平成 25 年 11 月 26 日付け富山県議会第 16 号で、部分開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

##### （2）本件処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 1 月 23 日付けで、本件処分の一部を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

##### （3）審査会への諮問

実施機関は、平成 26 年 2 月 5 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

### 第 3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、富山県議会の議員（以下「議員」という。）のうち特定の議員が雇用した政務調査の補助職員（以下単に「補助職員」という。）に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金を非開示とした部分は違法、不当であり、当該非開示部分の開示を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由等

## (1) 異議申立ての理由

異議申立書における本件異議申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

本件処分では、開示をしない理由について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当」と説示する。

しかしながら、ある議員が雇用した補助職員についての、雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の情報が得られたからといって、それらの情報を用いて、当該補助職員が誰であるか識別することは不可能である。

以上より、上記理由は不合理であり、雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金については開示がなされるべきである。

## (2) 意見書による主張

異議申立人は、その提出した意見書において、第4に後記する実施機関の説明に反論するが、その要旨は、次のとおりである。

- ① 条例第7条第2号は、「個人に関する情報」でかつ「特定の個人を識別することができる情報」（個人識別情報）について非開示とすべきと規定しているが、雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の情報は単なる金額や労働時間に関する情報であって、それら情報の性質からみて個人識別情報には当たらない。また、特定の個人を識別できるかどうかと他人に知られたくないかどうかとは別次元の問題であるから、仮に他人に知られたくない情報であるとしても、そのことをもって当該情報が特定の個人を識別できる情報に当たるということとはできない（後記第4の(2)への反論）。
- ② 実施機関の主張の趣旨は、補助職員と近い者に対して労働条件に関する情報を開示すると、その者が当該補助職員にとって「知られたくない情報」を取得することになって望ましくないというものであるが、情報公開の請求者に請求対象の情報を取得されることによってその請求者が特定の個人を識別できるかが問題とされるべきであって、特定の個人を識別することができる請求者に開示請求対象の情報を取得させてよいかではない（後記第4の(3)への反論）。
- ③ 実施機関が挙げる事例は県の臨時職員の労働条件についての事例であるが、本件は、議員が政務調査費でもって雇用した補助職員の労働条件についての事例である（後記第4の(4)への反論）。

## 第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含」めて、同号ただし書に該当する情報を除いて非開示とする旨を規定しているので、議員が雇用した補助職員の雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及

び賃金に係る情報は、同号が規定する非開示情報に該当する。

- (2) 一般に、労働時間や賃金等の労働条件に関する情報は他人に知られたくない情報であり、個人を特定できる可能性のあるものは、条例第7条第2号ただし書に該当する場合を除いて非開示情報となるものとする。
- (3) 特に、本件の公文書部分開示の場合、各議員が雇用する事務所の補助職員は1名であるため、各議員に近い者や地域住民などにとっては、「雇用している」旨の情報だけで、特定された補助職員の労働条件に関する情報が入手可能となり、また、これらの情報や賃金に関する情報を組み合わせることで特定の個人の所得額の推計につながるおそれもある。
- (4) なお、当審査会答申第28号（平成21年9月2日付け）においても、こうした運用を妥当としている。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

- (1) 富山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年富山県条例第34号。以下「政務調査費条例」という。）第1条は、「富山県議会の議員（中略）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付する」と規定し、富山県議会の会派（以下「会派」という。）の代表者は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後に、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を富山県議会の議長（以下「議長」という。）に提出する（第9条第1項）とともに、収支報告書には「当該収支報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し」を添付しなければならない（同条第3項）と規定していた。

なお、政務調査費条例は、平成24年富山県条例第93号（以下「改正条例」という。）により、題名を「富山県政務活動費の交付に関する条例」に、第1条中「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める等の改正がなされたが、改正条例附則第2項の規定により、改正条例の施行の日（平成25年3月1日）前に改正条例による改正前の政務調査費条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によることとされている。

旧条例第7条第1項の規定により知事は毎四半期の最初の月に当該四半期に属する月数分の政務調査費を会派に交付するものとされ、平成24年度の政務調査費は改正条例の施行の日前に全て交付済みと認められることから、本件開示請求に係る公文書（平成24年度の政務調査費の支出に係る領収書その他証拠書類の写し）は、全て旧条例の規定に基づいて会派の代表者から議長に提出された文書である。

- (2) 本件異議申立てにより異議申立人が非開示部分の開示を求めている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成24年度の政務調査費の支出に係る領収書その他証拠書類の写しのうち、〇〇議員及び〇〇議員に関する次のものである。

なお、〇〇議員に関する文書については、本件処分において補助職員に関する雇用期間、

就業時間、休憩時間、休日又は賃金を非開示とした部分がないことから、本件異議申立ての対象に含まれない。

① 平成 24 年度の「政務調査費対象事業実績報告書」（以下「文書 1」という。）

文書 1 は、富山県議会が作成した「政務調査費の手引き」（平成 24 年 6 月改訂版）が示した参考様式の 4 に則って作成されており、「報告日」及び「報告者」のほか、報告事項として「整理番号」、「事業概要」、「使途項目」、「内容」及び「上記事業に要した経費」（「経費の内容」ごとの「金額（円）」及び「備考」並びに「合計」で構成。）が記載され、その下には処理状況の記入欄として、収受、決裁及び処理をした年月日の各欄が設けられている。また、支出の事実を証明する書類として領収書が添付された場合の領収書貼付欄も設けられている。

非開示部分は、異議申立人が開示を求めている部分（報告者が平成 24 年度に補助職員に支払った賃金又は給料（以下「賃金等」という。）の金額（当該金額の全てが政務調査費を充当したものでない場合は当該金額のうち政務調査費を充当した金額）が分かる部分）並びに補助職員の氏名、住所及び印影の部分である。

② 「給与台帳」（以下「文書 2-1」という。）及び「賃金台帳」（以下「文書 2-2」という。）

文書 2-1 及び文書 2-2 には、補助職員の氏名のほか、月ごとの支給金額に関する情報として、基本給や手当等の総支給額、社会保険料や源泉徴収額等の控除額及び差引支給額が記載されており、その下には支払年月日及び領収印の各欄が設けられている。また、上記記載に加えて、文書 2-1 では、補助職員の職名や扶養家族に関する情報が、文書 2-2 では、補助職員の生年月日や性別、雇入年月日、雇用議員名のほか、文書の一部には、補助職員の勤務実績に関する情報として、月ごとの労働日数（日）や労働時間数（時間）等が記載されている。

非開示部分は、異議申立人が開示を求めている部分（月ごとの賃金等の支給金額及び補助職員の勤務実績が分かる部分）並びに補助職員の氏名、生年月日、性別、印影、職名及び扶養家族に関する情報の部分である。

③ 「勤務実績表」（以下「文書 3」という。）

文書 3 には、補助職員の氏名及び印影のほか、月ごとの勤務実績に関する情報として、就業の時間帯及び時間数（日計、月計）が、賃金等に関する情報として、賃金月額及びそれに係る政務調査費とその他費用との按分金額が分かる部分が記載されている。

非開示部分は、異議申立人が開示を求めている部分（月ごとの勤務実績及び政務調査費を充当した金額が分かる部分）並びに補助職員の氏名及び印影の部分である。

④ 「雇用契約書」（以下「文書 4」という。）

文書 4 には、雇用議員（雇用者）及び補助職員（被雇用者）の氏名及び印影のほか、補助職員との契約内容に関する情報として、「雇用期間」、「労働時間」（1 日の就業時間）、「休憩時間」、「休日」、「勤務場所」、「業務内容」、「賃金等」（月額）、守秘義務の扱い、契約年月日等が記載されている。

非開示部分は、異議申立人が開示を求めている部分（補助職員との契約内容のうち賃金等の月額及び賃金等以外の労働条件が分かる部分（「賃金等」、「雇用期間」、「労働時間」、「休憩時間」及び「休日」））並びに補助職員の氏名及び印影並びに雇用議員の印影の部分である。

なお、文書２－１から文書４までの各文書は、文書１の添付書類である。

## 2 非開示情報該当性等について

異議申立人は、本件処分のうち、本件対象公文書に記載された補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を非開示とした部分が違法又は不当であると主張するので、当該部分の非開示情報該当性及び部分開示の可否について検討する。

### (1) 個人に関する情報について

条例第３条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない」と条例の解釈及び運用の基本方針を規定し、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈運用基準」という。）は、同条後段について「公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならない」と説示している。

また、条例第７条第２号は、非開示情報として「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

### (2) 条例第７条第２号該当性について

条例第７条第２号本文の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（以下「個人識別情報」という。）について、解釈運用基準は「当該情報に係る個人が誰であるかを識別させる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものである」と説示している。

これに照らせば、本件各対象公文書についても、補助職員の氏名、生年月日及び印影（以下「補助職員氏名等」という。）という「特定の個人を識別させる部分」のみならず、当該各文書において、当該補助職員に係る賃金等に関する情報、賃金等以外の労働条件に関する情報又は勤務実績に関する情報を含めた全体が個人識別情報を構成するものと認められる。

なお、当該各情報は、同号本文の規定の例外事項である同号ア（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、同号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又は同号ウ（公務員等の職務の遂行に係る情報）のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件対象公文書において非開示とされた、補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分は、条例第7条第2号本文の個人識別情報に該当するものと認められる。

### （3）部分開示の可否について

個人識別情報が記録されている公文書の部分開示に関しては、条例第8条第2項において、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて公にしたとしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときに限り、当該部分を除いた部分について、同条第1項の規定を適用して部分開示をすることができることとされている。

また、解釈運用基準は、同条第2項について「個人識別情報について、個人を識別させる部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、特例として、部分開示することができる」とした裁量規定を設けたものである。個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合（カルテ、未公表の研究論文など）には、条例第7条第2号本文に該当し、全部が非開示となる」と説示している。

本件対象公文書において個人識別情報を構成する部分のうち、補助職員氏名等という「個人を識別させる部分」を削除した残りの部分（以下「残余部分」という。）に記録されている情報は、次の3つに類型化できる。

#### ① 賃金等に関する情報（文書1、文書2-1、文書2-2、文書3及び文書4）

当該補助職員が雇用者たる議員と交わした雇用契約上の賃金等に関する定めや勤務実績に応じて実際に支給を受けた金額（調査研究活動に係る経費及びそれ以外の活動に係る経費の按分割合を照合することにより推定することができる当該賃金等の金額を含む。）は、所得という個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者たる賃金等の受給者及び支給者以外の者に公にされるものではない。

#### ② 賃金等以外の労働条件に関する情報（文書4）

賃金等のもとより、賃金等以外の労働条件についても、雇用者及び被雇用者が対等の立場における合意に基づいて決定される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者たる雇用者及び被雇用者以外の者に公にされるものではない。

#### ③ 勤務実績に関する情報（文書2-2及び文書3）

勤務実績は、上記②の労働条件に基づく月ごとの実際の労働日数や労働時間数等当該

補助職員の行動が記録された個人のプライバシーに関する情報であり、一般に、その内容は正当な理由がない限り当事者以外の者に公にされるものではない。

そして、何人も、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求することができることから（条例第5条第1項）、各議員の事務所の近隣住民や補助職員の知人、その他様々な関係者も本件対象公文書の開示請求が可能であるところ、文書3において補助職員の勤務場所（雇用者たる各議員の事務所名）が明らかにされていること及び当該各議員が雇用する補助職員が1名であることを踏まえると、本件対象公文書の開示を受けた者は、補助職員氏名等が削除されていたとしても、特定の個人を当該補助職員として識別しうる蓋然性が高いと考えられる。

これらのことを踏まえると、残余部分を公にした場合、補助職員に係る所得や、労働条件について合意した内容、勤務した日時等に関する情報が公になり、ひいては第三者が公文書開示請求を通じてこれらの情報を取得し不適正な使用を行う可能性も否定できず、その結果、当該補助職員であると識別された特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

また、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮を求めている条例第3条後段の趣旨に鑑みても、本件において、残余部分に記載された個人のプライバシーに関する情報を公にすべき正当な理由は特に認められないから、これらの情報を公にすることは、個人に係る権利利益の保護の観点から支障があると認められる。

したがって、本件対象公文書において個人識別情報を構成する部分（補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を含む。）については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、条例第8条第2項の規定による部分開示はできないものと認められる。

以上のとおり、本件対象公文書のうち補助職員に関する雇用期間、就業時間、休憩時間、休日及び賃金の部分を非開示とした本件処分に違法又は不当な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当なものと認められることから、本件異議申立ては理由がない。

### 3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年 2月 5日	実施機関から諮問書を受理
平成26年 2月10日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成26年 2月21日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成26年 2月25日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成26年 2月27日 (第120回審査会)	事案の概要を説明
平成26年 3月25日	異議申立人から意見書を受理
平成26年11月19日 (第129回審査会)	審議
平成26年12月15日 (第130回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成27年 1月23日 (第131回審査会)	審議
平成27年 2月23日 (第132回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社監査役	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	